

岩手県企業局管理規程第 17 号

企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 6 月 29 日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局契約規程の一部を改正する規程

企業局契約規程（平成 6 年岩手県企業局管理規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 7 章 [略]</p> <p><u>第 8 章 雑則（第 29 条）</u></p> <p>附則</p> <p>（入札保証金の免除）</p> <p>第 7 条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） [略]</p> <p>（入札保証金に代わる担保）</p> <p>第 8 条 政令第 167 条の 7 第 2 項の担保は、<u>次の各号に掲げる有価証券とし、その担保の価値は、当該有価証券の種類</u>の区分に応じ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、局長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） <u>国債及び地方債 額面金額</u></p> <p>（2） <u>鉄道債券その他の政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する額</u></p> <p>（3） <u>契約担当者が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。この条及び第 23 条第 1 項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 7 章 [略]</p> <p><u>第 8 章 雑則（第 29 条）</u></p> <p>附則</p> <p>（入札保証金の免除）</p> <p>第 7 条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>一般競争入札に参加しようとする者が、契約担当者が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。次条第 1 項、第 23 条第 1 項並びに第 29 条第 1 項及び第 4 項において同じ。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と第 23 条第 1 項第 2 号の保証の予約をしたとき。</u></p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） [略]</p> <p>（入札保証金に代わる担保）</p> <p>第 8 条 政令第 167 条の 7 第 2 項の担保は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） <u>第 29 条第 1 項各号に掲げる有価証券</u></p> <p>（2） <u>契約担当者が確実に認める金融機関の保証</u></p> <p>2 <u>前項第 2 号に規定する保証を入札保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。</u></p>

(4) 契約当事者が確実に認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書きをした手形 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

(5) 契約当事者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

2 記名証券を保証金その他の担保に充てる場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

3 登録社債等を保証金その他の担保に充てる場合においては、社債等登録法(昭和17年法律第11号)により登録させなければならない。

(入札)

第12条 [略]

2 [略]

3 契約当事者は、前2項の規定にかかわらず、入札書を書留郵便をもって提出させることができる。この場合において、開札する日の前日までに到着するよう送付させなければならない。

(契約保証金に代わる担保)

第23条 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の担保は、次に掲げるものとする。

(1) 第8条第1項各号に掲げる有価証券

(2) 契約当事者が確実に認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 [略]

(契約カードの作成等)

第28条 [略]

(入札)

第12条 [略]

2 契約当事者は、前項の規定にかかわらず、契約当事者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により入札させることができる。この場合において、契約当事者が指定する日時までに入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を契約当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。

3 [略]

4 契約当事者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、入札書を書留郵便をもって提出させることができる。この場合において、開札する日の前日までに到着するよう送付させなければならない。

(契約保証金に代わる担保)

第23条 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の担保は、次に掲げるものとする。

(1) 第29条第1項各号に掲げる有価証券

(2) 契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社の保証

2 [略]

(契約カードの作成等)

第28条 [略]

#### 第8章 雑則

(担保に充てることのできる有価証券の種類及び担保の価値等)

第29条 保証金その他の担保に充てることのできる有価証券の種類は、次の各号に掲げる種類とし、その担保の価値は、当

該有価証券の種類の区分に応じ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、局長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 国債及び地方債 額面金額

(2) 鉄道債券その他の政府の保証のある債券及び金融債額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する額

(3) 契約当事者が確実に認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(4) 契約当事者が確実に認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

(5) 契約当事者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

2 記名証券を保証金その他の担保に充てる場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

3 登録社債等を保証金その他の担保に充てる場合においては、社債等登録法（昭和17年法律第11号）により登録させなければならない。

4 第1項第5号の定期預金債権を保証金その他の担保に充てる場合においては、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である契約当事者が確実に認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の企業局契約規程第7条第2号及び第8条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で施行日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。